

ため池の届出制度が変わります

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くのため池が被災し、甚大な被害が出ています。

これまで、一部のため池（受益面積0.5ha以上）については県へ届け出をいただいていたおりましたが、全てのため池について情報を把握し、決壊による災害を未然に防止するため、「ため池管理保全法」（7月施行予定）・「県ため池保全条例」（7月改正予定）に基づいて、「**ため池の届出制度**」は**全ての農業用のため池が対象**となります。



ため池の届出制度の概要

1 全ての農業用のため池について、ため池の管理者等が各市町へ届出

- ・届出の対象 : 全ての農業用のため池（利用有無にかかわらず、貯水機能を有するもの）
- ・届出の時期 : ①既存のため池^{※1}については、法・条例施行後6ヶ月以内
※1 これまで、一部のため池については「県」に届け出をいただいていたおりましたが、法制定・条例改正により、改めて「市町」に届け出をいただくこととなります。
②ため池を設置・廃止したとき、③届出内容に変更があったとき
- ・届出者 : ため池の 管理者等
- ・届出先 : 各市町のため池担当部署

全ての「ため池」を台帳に登録のうえ、県がため池の名称、所在地等を公表します。

なお、「ため池」が豪雨等で被災した場合は「災害復旧事業」の対象^{※2}となります。

※2 その他の採択要件があります（受益戸数2戸以上など）

2 届出内容は、ため池の①名称、②所在地、③管理者等の情報、④諸元、⑤受益面積

- ・届出内容 : ①ため池の名称、②ため池の所在地、③管理者・所有者の情報、
④ため池の諸元（堤高、堤長、貯水量）
⑤ため池による受益面積